

平成 25 年度補助金等交付申請書



平成 25 年 8 月 2 日

函館市長 様

補助事業者等 住所 函館市桔梗町435番地28
氏名 社会福祉法人函館幸成会
理事長 廣正 賢治

事業名 結核予防事業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

2 事業の着手及び完了年月日

着手 平成 25 年 7 月 3 日
完了 平成 25 年 7 月 19 日

3 補助金等交付申請額 金 11,265 円

(余白部分に次の事項を記載)

- 1 電話番号
- 2 銀行等の名称
- 3 口座番号
- 4 口座名 (フリガナ)

1 電話番号

2 口座番号の名称

3 口座番号

4 口座名

事業精算書

事業名 結核予防事業

収入の部

科目				予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
				円	円	円	円	円	
經常活動収入		その他の業務収入	補助金収入	11,265		11,265		11,265	
經常活動収入		介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入	10,155		10,155	10,155		
合	計			21,420		21,420	10,155	11,265	

支出の部

科目				予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		支出済額	支出未済額	
				円	円	円	円	円	
經常活動収入	経費支出	直接介護支出	保健衛生費	21,420		21,420	21,420		
合	計			21,420	0	21,420	21,420	0	

上記のとおり、精算したことを証明します。

平成 25年 8月 2日

社会福祉法人函館幸成会
 補助事業者名等 理事長 廣正 賢治

- 注1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみ記載すること。
- 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けたものにおける通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。
- 3 「予算額」欄のうち、「更正後の額」欄には最後の更正後の額を記入すること。
- 4 「収入未済額」及び支出未済額欄には債務が確定している額を記載し、かつ、債務者の住所氏名を「備考」欄に記入すること。

事業実績書

設置者(法人)名 社会福祉法人函館幸成会 学校(施設)区分 特別養護老人ホーム
 法人代表者職・氏名 理事長 廣正賢治 学校(施設)名 幸成園
 法人所在地 函館市桔梗町435番地28 学校(施設)長名 廣正賢治
 学校(施設)所在地 函館市桔梗町435番地28

実施区分			入学 (許可) 定員	対象 人数	受診 人数	レンズ カメラ	70mm シカ方	100mm シカ方 及び直接撮影	その他の検査	
対象区分										
補助対象	学校	高校								
		大学								
		その他								
施設	※65歳以上の 収容(入所者)		110	110	34			34		
補助対象外	教職員									
実支出額								21,420		
補助対象	人数			110	34			34		
	金額							21,420		
基準算定額	単価					447	470	497		
	金額							16,898		

※ 65歳に達する日の属する年度にある者を含む。

補助申請額の算出	総事業費	寄付金その他 収入	差引額	対象経費の実 支出額	基準算定額	補助基本額 c,d,eのいずれ か低い額	補助申請額
	a	b	a-b=c	d	e	f	$f \times \frac{2}{3}$
	21,420		21,420	21,420	16,898	16,898	11,265

- 注1 この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
 2 「補助対象外」の欄は、補助対象外となる教職員や、入学した年度以外の学生・生徒等に対して同時に健康診断を施行した場合などで、総事業費と補助対象経費が異なる場合のみ記載すること。
 3 「学校(施設)区分」欄には、次の表から当てはまるものを記入すること。

大学	高等学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
救護施設	更生施設			
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム		
身体障害者更生施設※1	身体障害者療護施設※1	身体障害者授産施設※1		
知的障害者更生施設※2	知的障害者授産施設※2	知的障害者通勤寮※2		
婦人保護施設	障害者支援施設			

※1 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設
 ※2 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設